

事業報告

平成 26 年 4 月 1 日から

平成 27 年 3 月 31 日まで

1 当行の現況に関する事項

当期におきましては、当行は、株式会社国際協力銀行法（以下「JBIC 法」といいます。）第 11 条に定められた業務を行いました。

（1）事業の経過及びその成果

世界経済は、欧州の景気後退の長期化、金融部門・不動産部門に問題を抱えた中国を始めとした主要新興国の成長減速が見られるものの、全体としては緩やかな回復傾向にあります。しかし、米国の金融緩和の縮小に伴う影響やロシア・ウクライナを始めとした地政学上の動向等による世界経済の下振れリスクが懸念されています。

こうした中、日本を取り巻く国際的な環境も、大きく変化しつつあります。資源分野では、世界の資源需要の急増、資源権益を巡る国際競争の激化等に加え、足許では国内の原子力発電の停止により燃料調達費が重大な貿易収支圧迫要因となっている状況下、シェールガス革命による世界的需給構造の変化等を踏まえつつ、資源の安定的確保や供給源の多角化を進めることは、国民生活にも直結する非常に重要な課題となっています。また、日本の産業界においても、成長市場の獲得を目指し、開発・調達・生産・販売等あらゆる面でのグローバル化に取り組んでいますが、各国との競争が激化する中、個別の製品や要素技術だけでなく、経営ノウハウや運営・維持管理まで含めたインフラシステムの海外展開が重要となっています。さらに、地球環境保全と経済発展の両立を図ることが、世界共通の課題として認識される中、個別のプロジェクトにおける環境・社会配慮のみならず、我が国の高度な環境技術を活用した案件や再生可能エネルギー案件をはじめ、環境の保全・改善に繋がるようなプロジェクトの実施への期待も増しています。

このように、様々な形でグローバルな環境変化が起こりつつある中、当行は、JBIC 法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、(1)日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、(2)日本の産業の国際競争力の維持及び向上、(3)地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、(4)国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処、の 4 つの分野の業務を行い、日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とし、かかる分野における出融資保証案件への積極的な対応を行っております。

また、かかる目的を遂行するにあたり、当行は企業理念として、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展(ひら)きます。」を掲げております。これは、当行にとってのコア・バリューである、「現場主義」「顧客本位」「未来志向」の 3 つを表すものです。当行にとって、「現場主義」とは、海外プロジェクトの現場に密着し、早い段階から能動的な関与を行うことで、先駆的な付加価値を創造することであり、「顧客本位」とは、お客様の立場になって考え、その声を政策形成につなげ、独自のソリューションを提供すること、そして、「未来志向」とは、安心して豊かな未来を見据え、高い専門性を発揮し、日本と世界の持続的な発展に貢献することです。

当期、当行は、「『日本再興戦略』改訂 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)や「インフラシステム輸出戦略(平成 26 年度改訂版)」(平成 26 年 6 月 3 日経協インフラ戦略会議決定)等の政府施策も踏まえつつ、資源権益の取得・開発の促進、日本企業による海外 M&A の促進、インフラ案件

を始めとする日本企業の海外展開等を積極的に支援してまいりました。

具体的には、資源権益の取得・開発に関しては、米国のLNGプロジェクトやペルーの銅鉱山権益取得・開発事業等を、海外M&Aに関しては、米国におけるスピリッツの製造・販売事業の買収をハイブリッドファイナンス等も活用して支援したほか、本邦金融機関向けクレジットラインを通じた日本企業によるインドの医薬品製剤の受託製造(CMO)・受託開発製造(CDMO)及びジェネリック医薬品の製造・販売事業の買収案件等の支援を実施しました。また、モロッコ王国での超々臨界圧石炭火力発電事業や英国での洋上風力発電事業、サウジアラビア王国での石油精製・石油化学統合プラント拡張事業等向け融資や、アラブ首長国連邦ドバイ首長国を拠点とする総合水事業会社向け出資等、日本企業が事業参画するインフラ等の案件や、ASEAN諸国を中心とする各国における中堅・中小企業の海外事業展開についても、積極的に支援しました。

また、地球環境保全業務としてサブサハラ・アフリカ諸国の再生可能エネルギー事業向け支援や、チュニジアの発行体が発行するサムライ債に対する保証を供与致しました。

こうした取組の結果、当期の出融資保証承諾額は3兆2,493億円となりました。

(2) 財産及び損益の状況

直前3事業年度の財産及び損益の状況は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	第1期 (平成24年4月1日 ~平成25年3月31日)	第2期 (平成25年4月1日 ~平成26年3月31日)	第3期 (平成26年4月1日 ~平成27年3月31日)
経常収益	217,291	226,100	257,252
経常利益	63,583	91,358	120,496
当期純利益	63,585	91,366	126,187
純資産額	2,346,738	2,341,312	2,460,520
総資産	14,430,245	16,346,047	18,463,816

(注)1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) 資金調達及び主要な借入先、設備投資

イ 資金調達の状況及び主要な借入先等

当期に行った資金調達及び当期末における主要な借入先及び借入額は、次のとおりです。

(イ) 主要な資金調達の状況

(単位:億円)

主要な資金調達方法	当期調達額
借入	15,129
うち財政融資資金他	2,397
うち外国為替資金	12,732
社債	3,848
出資金	310
(計)	19,288

(注)1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

- 2 外国為替資金及び社債に関して、当期調達額は原則調達実行時の為替レートで換算した金額を計上しています。
- 3 社債に関して、当期調達額は当期発行額を計上しています。

(口) 主要な借入先等

(a) 借入金

(単位:億円)

借入先	当期借入額	当期末残高
財政融資資金他	2,397	34,009
外国為替資金	12,732	60,243
(計)	15,129	94,253

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

- 2 外国為替資金に関して、当期借入額は原則借入実行時の前月末為替レートで換算した金額を、当期末残高は平成 27 年 3 月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

(b) 社債

(単位:億円)

当期発行額 〔 上段: 政府保証債 〕 〔 下段: 財投機関債 〕	当期末残高 〔 上段: 政府保証債 〕 〔 下段: 財投機関債 〕
3,748	25,695
100	4,799

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

- 2 政府保証債(外貨建て)の当期発行額については、原則発行時の前月末の為替レートで換算した金額を、当期末残高は平成 27 年 3 月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

(c) 出資金

(単位:億円)

出資金の名称等	当期受入額
一般会計出資金	—
産業投資出資金	310
(計)	310

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

□ 設備投資

当期に行った設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額
2,731

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ロ) 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額	備 考
情報システム関連設備投資等	1,987	基幹システムに係るシステム構築等

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当行は、JBIC 法に基づき、株式会社日本政策金融公庫から分離され、平成 24 年 4 月 1 日に設立されました。

なお、当期における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項は、次のとおりです。

イ 重要な法令等の改正

該当事項はありません。

ロ 認可等を受けた事項

(イ) 取締役の選任

平成 26 年 6 月 24 日の株主総会において決議、同日認可

(ロ) 代表取締役の選定

平成 26 年 6 月 24 日の取締役会において決議、同日認可

(ハ) 政府からの借入及び社債

平成 26 年度の社債発行の基本方針を策定、平成 26 年 4 月 4 日認可

(5) 当行の概要

イ 沿革

平成 23 年 5 月 2 日	「株式会社国際協力銀行法」公布・施行
平成 24 年 4 月 1 日	株式会社国際協力銀行設立
平成 24 年 9 月 30 日	駐留軍再編促進金融業務を終了
平成 24 年 11 月 30 日	駐留軍再編促進金融勘定を廃止

ロ 主要な事業の内容

当行は、日本政府 100%出資の政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、日本の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

かかる目的のもと、当行は、当期末現在、JBIC 法第 11 条に規定する業務を行っています。

ハ 主要な営業所の状況（本店、西日本オフィス、海外駐在員事務所）

当期末における当行の主要な営業所は、本店 1、西日本オフィス 1、海外駐在員事務所 16 です。

本店 : 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 1 号
西日本オフィス : 大阪市北区曽根崎二丁目 3 番 5 号 梅新第一生命ビルディング 10 階
海外駐在員事務所 : 北京、バンコク、ハノイ、ジャカルタ、マニラ、シンガポール、ニューデリー、モスクワ、ロンドン、パリ、ドバイ、ニューヨーク、ワシントン、ブエノスアイレス、メキシコシティ、リオデジャネイロ

ニ 主要な使用人の状況

区 分	人 数
職 員	531 名

（注）職員数は、平成 26 年度政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでいません。

ホ 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

（6）対処すべき課題

当行における具体的な対処すべき課題は、以下のとおりです。

< 中期経営計画（平成 27～29 年度）の推進 >

日本は今、人口減少・少子高齢化といった構造的な課題を抱えつつも、20 年以上にわたる経済の停滞から抜け出し、力強さを取り戻しつつあります。日本経済を確実に成長軌道に乗せ、そして更に豊かな社会へと飛躍させるためには、経済全体の生産性を向上させ、「稼ぐ力」を強化していくことが不可欠です。そのための大きな鍵の一つとして、我が国企業による新規事業への挑戦や国際事業展開の推進等フロンティアの開拓を通じて、日本経済の新たな成長エンジンを創り出していくことが求められています。

当行は、このような認識の下、日本経済の持続的な成長に対し一層能動的に貢献すべく平成 27～29 年度中期経営計画（新中期経営計画）を策定しました。新中期経営計画では、「JBIC ならではの金融仲介機能の発揮により、我が国企業の国際事業展開及び資源獲得への支援を深化し、我が国の持

「持続的な成長に繋がる新たなビジネス機会の探索と創造に貢献する」ことを基本目標に掲げています。

新中期経営計画の基本目標の下、日本政府の成長戦略、産業界の動向・ニーズや金融経済環境等を踏まえ、当行として取り組むべきと考える5つの業務分野を抽出しました。

資源分野	: 我が国企業の資源ビジネスの支援推進
インフラ分野	: 我が国企業のインフラ海外展開の多様化・高度化への支援推進
産業分野	: 世界市場における我が国産業の優位性強化・成長機会の拡大に向けた支援推進
中堅中小分野	: 中堅・中小企業の海外展開支援
環境分野	: 気候変動対策を含む地球環境保全への積極的貢献

また、当行がこれらの分野において、より高い次元で必要な機能・役割を果たすために、発揮・強化すべき組織能力として以下4つの能力を抽出しました。

● 事業実現のための金融組合力
● プロジェクトの bankability (注) の実現力 (注) 対象プロジェクトの事業や金融等のリスクを考慮した資金調達の確実性
● 情報提供・政策提言力
● 民間資金の動員力

新中期経営計画では、重点的に取り組むべきと考える5つの業務分野において、上記4つの組織能力を発揮・強化して、「我が国の持続的な成長に繋がる新たなビジネス機会(国・地域、分野・セクター等)の探索と創造に貢献」すべく重点取組課題を以下のとおり設定しております。当行はこれまで民業補完の徹底に努めてきており、新中期経営計画においては、民間資金の一層の拡充を図るべく、「民間資金動員の拡充」も重点取組課題の一つに位置付けております。

重点取組課題
我が国企業の資源ビジネスの支援推進 1-1 資源の調達先の分散や安定確保に資する案件の推進 ● ホスト国政府・国営石油ガス会社・資源メジャー等との交渉力やリスク・コントロール/アロケーションの知見を活用し、資源国のカントリーリスク・テイクを行いつつ、案件形成・実現を支援。また、先端技術を活かした資源開発や、関連インフラと併せた総合的な資源開発を支援 1-2 LNG 調達コスト低減に資する案件の推進 ● LNG については、1-1 の具体的取組に加え、長期的な LNG 調達価格低減に資する案件の形成・実現を支援
我が国企業のインフラ海外展開の多様化・高度化への支援推進 2-1 社会インフラセクター(鉄道、水、情報通信等)への取組強化 ● 社会インフラセクターにおいて、ホスト国政府等との密接な関係や海外キープレイヤーとの交渉力を活かし、初期段階からの事業参画の枠組み整備・案件形成への関与を進めるとともに、リスク・コントロール/アロケーションの知見や様々な金融ツールを活用することにより、我が国企業によるインフラシステム展開等を支援

<p>2-2 電力案件の円滑な実現への取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ホスト国政府や海外キープレイヤー等に対する影響力やリスク・コントロール/アロケーションの知見、様々な金融ツールを活用し、高効率発電や再生可能エネルギー発電分野等において、従来の国・地域、手法の枠を超えて、我が国企業の先端技術の海外展開や個別プロジェクト参画を支援
<p>世界市場における我が国産業の優位性強化・成長機会の拡大に向けた支援推進</p> <p>3-1 我が国の経済基盤を支える各種産業の海外事業展開に対する支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の戦略策定段階からのコミュニケーションや、海外リスクテイクの強化等を通じ、我が国の経済基盤を支える各種産業の海外事業投資を通じた収益機会の更なる獲得を支援 <p>3-2 我が国の競争優位にある技術・ビジネスモデル等の海外展開支援を通じた成長産業化への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 我が国企業が有する技術、ブランド、ビジネスモデル等の強みを活かして、海外市場における商業化や市場獲得等を通じて成長産業へと発展する成長シナリオの実現を支援
<p>中堅・中小企業の海外展開支援</p> <p>中堅・中小企業の海外展開に対する JBIC の特徴を活かした支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間金融機関とも協調しつつ、中堅・中小企業のニーズ(現地通貨建融資等)を踏まえ、中堅・中小企業の海外事業展開を通じた収益機会獲得を JBIC の特徴を活かして支援(出融資保証等承諾の他、融資相談・情報提供を含む)
<p>気候変動対策を含む地球環境保全への積極的貢献</p> <p>気候変動対策を含む地球環境保全に資するプロジェクトへの取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際的な議論や、我が国やホスト国政府等の当該分野の政策を踏まえ、ホスト国政府に対する影響力やリスク・コントロール/アロケーションの知見を活かしつつ、地球環境保全業務(GREEN)その他様々な金融種類を活用することにより、気候変動対策を含む地球環境保全分野における我が国企業やホスト国政府等の取組を支援
<p>民間金融機関等との連携強化を通じた民間資金動員の拡充</p> <p>民間資金動員の更なる拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 債権流動化施策推進に向けた取組を拡充 ● 出資・劣後ローン・LBO ファイナンス等によるリスクマネー供給等を通じた民間資金動員の推進 ● 外部金融環境の変化や個別案件の特性に応じた適切な協調融資組成の更なる推進

また、業務の重点取組課題への取り組みを支えるべく、組織・財務分野における重点取組課題を以下のとおり設定しております。

組織・財務分野の重点取組課題
リスク管理態勢の充実化と財務安定性の維持・強化
組織力向上に向けた人材開発強化等
組織運営及び事務フロー・プロセスの効率化

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	5,164,000,000,000 株
発行済株式の総数	1,391,000,000,000 株

(2) 当期末株主数

1名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
財務大臣	1,391,000,000,000 株	100%

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日現在

氏名	地位及び担当
渡辺博史	代表取締役総裁
矢島浩一	代表取締役副総裁（総裁補佐及び産業ファイナンス部門）
前田匡史	代表取締役専務取締役（インフラ・環境ファイナンス部門）
小杉俊行	取締役（資源ファイナンス部門）
近藤章	取締役（社外取締役）
井本裕	常勤監査役
西尾進路	監査役（社外監査役）
五十嵐達朗	監査役（社外監査役）

- (注) 1 取締役 近藤 章氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役です。
- 2 監査役 西尾 進路氏及び五十嵐 達朗氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。
- 3 監査役 五十嵐 達朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。
- 4 取締役 近藤 章氏の兼職については、以下(2)イをご参照ください。
- 5 平成 26 年 7 月 1 日付で、原子力・新エネルギー部の所属部門の変更及びそれに伴う部門名の改称を行ったことにより、代表取締役 前田 匡史氏の担当が「インフラ・ファイナンス部門」から「インフラ・環境ファイナンス部門」へ、また、取締役 小杉俊行氏の担当が「資源・環境ファイナンス部門」から「資源ファイナンス部門」へと

変わっております。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ 社外役員の重要な兼職等の状況

取締役 近藤 章氏は、カルビー株式会社社外監査役を兼職しており、また、平成 26 年 9 月 30 日まで AIG ジャパン・ホールディングス株式会社の副会長を、平成 26 年 6 月 24 日まで富士火災海上保険株式会社の非常勤取締役を務めておりましたが、兼職先と当行の間には、開示すべき関係はありません。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
近藤 章	当期取締役会 15 回開催のうち 15 回に出席。 企業経営者としての経験を生かして、議案・審議等につき必要な発言を行っています。
西尾 進路	当期取締役会 15 回開催のうち 14 回に出席。 当期監査役会 14 回開催のうち 14 回に出席。 企業経営者としての経験を生かして、議案・審議等につき必要な発言を行っています。
五十嵐 達朗	当期取締役会 15 回開催のうち 15 回に出席。 当期監査役会 14 回開催のうち 14 回に出席。 財務及び会計の専門家としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っています。

ハ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
近藤 章	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
西尾 進路	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
五十嵐 達朗	

(3) 役員の報酬に関する事項

区 分	人 数	報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	5 名 (1 名)	93 百万円 (9 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	32 百万円 (16 百万円)
合 計	8 名	125 百万円

(注) 1 上記の報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額 6 百万円 (取締役 5 百万円、監査役 1 百万円) が含まれています。

2 上記の報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額として、9 百万円 (取締役 8 百万円、監査役 1 百万円) を計上しています。

3 上記の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当期に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 茂木 哲也 公認会計士 三浦 昇 公認会計士 伊澤 賢司	81 百万円	

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。なお、当行は上記記載金額とは別に、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務として、平成 24 年度～平成 26 年度分 IFRS 財務諸表に関する監査業務について 123 百万円の対価を支払っております。

3 当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、アジア諸国の税務・会計制度調査業務及び米国証券取引委員会への平成 26 年度年次更新書類同意書発出業務等についての対価を支払っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、監査役会において検討いたします。

また、不再任につきましては、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案し

て、監査役会において検討いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」(内部統制基本方針)(会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)を踏まえ、平成27年4月22日に改正)を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容は次のとおりです。

(1) 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当行は、取締役及び職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)の職務の執行が法令及び定款(以下「法令等」という。)に適合することを確保するため、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、これらの内部規程を当行の取締役及び職員に周知する。
- ロ 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。
- ハ 当行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
- ニ 当行は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
- ホ 当行は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- ヘ 当行は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 当行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の当行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。
- ロ 当行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。
- ハ 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当行は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
- ロ 当行は、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
- ハ 当行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する内部規程を定め、危機管理の態勢整備に努める。
- ニ 当行は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。
- ロ 当行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。
- ハ 当行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
- ニ 当行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

(5) 業務の適正を確保するための内部監査体制

- イ 当行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。
- ロ 当行は、内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。
- ハ 当行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。
- ニ 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役に報告する。
- ホ 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
- ヘ 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- イ 当行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、職員を置く。
- ロ 前イの職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- ハ 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、前イの職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(7) 監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性に関する事項

- イ 当行は、監査役の職務を補助する職員（以下「監査役室職員」という。）の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。
- ロ 当行は、監査役による監査役室職員への指示の実効性を確保するため、監査役室職員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役室職員が監査役室以外の機構の職員を兼務する場合には、当行は次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に常勤監査役の同意を得る。
 - (イ) 常勤監査役に対し当該監査役室職員が他の機構の職員を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること
 - (ロ) 当該監査役室職員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の機構の指揮命令を受けないこと

- (八) 当該監査役室職員が兼務先で従事し、兼務先の機構の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること
 - (二) 当該監査役室職員は、監査役の職務に関する情報を他の機構と共有しないこと
 - (ホ) 当該監査役室職員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の機構の業務よりも監査役の職務を補助する業務を常に優先すること
 - (へ) 常勤監査役は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること
- (8) 取締役及び職員が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。
 - ロ 取締役及び職員は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。
 - ハ 当行は、前項に基づき報告を行った取締役及び職員に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。
- (9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。
 - ロ 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることができるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
 - ハ 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
 - ニ 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。
 - ホ 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。
- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、前条の規定に基づき、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めた場合等監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は当行が負担する。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

以 上

附属明細書（事業報告関係）

（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）

1. 役員について重要な兼職状況の明細
事業報告「4 役員に関する事項」に記載のとおりです。
2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項
該当事項はありません。

以 上